

平成19年12月13日

今後の知的財産戦略について一新たな課題への対応とこれまでの改革の検証

弁護士 三尾 美枝子

今回、競争力強化専門調査会で、重点分野ごとに対策を検討し、それぞれの分野に適合した知的財産戦略をまとめられたことは非常に有意義であると思料する。

そして、今後検討されるべき事項の一つとして、濫用的な権利行使（パテント・トロール）への対応特に裁判等の司法の場でどのように扱うべきかという点が挙げられる。

この点、パテント・トロールに対する規制を強めれば、特許権者の権利行使を規制することになり、プロパテントに反するのではないかとの議論もあるが、どのような制度がプロパテントに資するののかという点は、実は判断が困難であり、十分に検証されなければならない。

例えば、最高裁の、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第2回）（2007年7月13日公表）によれば、特許法104条の3（無効の抗弁）の新設等の法改正後は、平均審理期間は短縮されているものの、知的財産権訴訟の新件数は頭打ちとなっている。法改正時点ではプロパテントに資するとされていた改革も、それが実際に運用された時点で、新たに検証・改善すべき問題が生じてくるわけである。

今後は、これまでの法改正や改革について、その実効性を、現在の実情をふまえて検証し、並行して新たな課題につき重点を絞って十分研究したうえで、むしろ変えるべき点は、積極的に対応するべきであると考え次第である。

【図10】 新受件数と平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)

